

議会運営委員会・協議事項

平成 28 年 3 月 7 日

1 追加提出議案 3 件に対する質疑について

2 議員提出議案について

3 その他

質 疑 通 告 者 一 覧

個 人 質 疑

余 語 さやか 君 (減 税)

- 1 名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

平成28年議員提出議案第2号

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年3月8日提出

提出者

渡辺 義郎	中川 貴元
丹羽 ひろし	小出 昭司
おくむら文洋	加藤 一登
橋本 ひろき	三輪 芳裕
金庭 宜雄	田辺 雄一

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「75人」を「68人」に改める。

第2条中「西 区 5 人」を「西 区 4 人」に、

「中村区 5 人」を「中村区 4 人」に、

「昭和区 4 人」を「昭和区 3 人」に、

「港区 5 人」を「港区 4 人」に、

「南区 5 人」を「南区 4 人」に、

「守山区 6 人」を「守山区 5 人」に、

「緑 区 8 人」を「緑 区 7 人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日以後に選挙の期日がある直近の一般選挙から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市議会の議員の定数を減ずるとともに、各選挙区において選挙すべき議員の数を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員
の数に関する条例 (抜すい)

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、議会の議員の定数は、 $\frac{68人}{75人}$ とする。

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

千種区	5 人
東 区	2 人
北 区	5 人
西 区	$\frac{4 人}{5 人}$
中村区	$\frac{4 人}{5 人}$
中 区	3 人
昭和区	$\frac{3 人}{4 人}$
瑞穂区	3 人
熱田区	2 人
中川区	7 人
港 区	$\frac{4 人}{5 人}$
南 区	$\frac{4 人}{5 人}$
守山区	$\frac{5 人}{6 人}$
緑 区	$\frac{7 人}{8 人}$

名東区	5	人
天白区	5	人

平成28年議員提出議案第3号

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年3月8日提出

提出者

田口一登	江上博之
岡田ゆき子	山口清明
くれまつ順子	さはしあこ
柴田民雄	高橋ゆうすけ
さいとう愛子	藤井ひろき
青木ともこ	西山あさみ

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東区 2人」を「東区 3人」に、
「中村区 5人」を「中村区 4人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（理由）

この案を提出したのは、各選挙区において選挙すべき議員の数を改める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員
の数に関する条例 (抜すい)

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各
選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

千種区	5 人
東 区	$\frac{3}{2}$ 人
北 区	5 人
西 区	5 人
中村区	$\frac{4}{5}$ 人
中 区	3 人
昭和区	4 人
瑞穂区	3 人
熱田区	2 人
中川区	7 人
港 区	5 人
南 区	5 人
守山区	6 人
緑 区	8 人
名東区	5 人
天白区	5 人

平成28年議員提出議案第4号

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年3月8日提出

提出者

渡辺 義郎	中川 貴元
丹羽 ひろし	小出 昭司
おくむら 文洋	加藤 一登
橋本 ひろき	三輪 芳裕
金庭 宜雄	田辺 雄一

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議長、副議長及び議員の平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間における議員報酬の月額、名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号。以下「議員報酬条例」という。）第1条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第1条各号に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年名古屋市条

例第15号) は、廃止する。

(理 由)

この案を提出したのは、議員の議員報酬の月額の特例を定める必要があるによる。